

## サービス等利用計画等の作成推進および計画相談支援の基盤整備について

### (付議の要旨)

区内の障害福祉サービス等利用者の安定したサービス利用を確保するため、支給決定の際に必要なサービス等利用計画等の作成に関して、区としての今後の取組みをまとめたので報告する。

### 1 主旨

平成24年4月の自立支援法等の改正により、平成27年4月以降、障害福祉サービス等の支給決定にあたっては、サービス等利用計画等の作成が必須となるため、区では計画作成の促進に取り組んでいる。しかし、計画等の作成が必要な利用者数に対し、計画作成を担う指定事業者の不足等により、現状のままでは利用者全員の計画を作成することが困難な状況となっている。

こうした状況から、国から示された暫定措置等を踏まえ、計画の作成を推進し、安定したサービス利用を確保するため、区としての今後の取組みをまとめたので報告する。

### 2 現状と課題

#### (1) 現状

サービス等利用計画等の作成が必要な利用者 約6,000人(平成27年度利用者数見込)

事業者指定 19事業者(平成26年11月現在)

計画作成実績 1,367件(平成26年8月末現在)

#### (2) 課題

27年度中に、約3,900人分のサービス等利用計画等の作成が必要。

指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員の不足。

計画作成の質の向上。

### 3 国による暫定措置

国は、全国の市区町村において、サービス等利用計画の作成が進んでいないことから、平成27年度に限った暫定的な措置として、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画等を作成できる目途が立たない場合は、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を市町村の責任において作成するよう求めている(平成26年11月4日付障害保健福祉関係主管課長会議資料)。なお、「代替プラン」は平成27年度に限った緊急かつやむを得ない

ものであり、体制整備を図り適切な時期に指定特定相談支援事業所に引き継ぐことを求めている。

#### 4 今後の進め方

こうした現状及び国の動向等を踏まえ、区内の利用者の安定したサービス利用を確保するため、国が示した「代替プラン」の作成も含め、平成27年度にサービス等利用計画等の作成が必要な約3,900人の障害福祉サービス等利用者について、次のような手法により計画作成を行うとともに、計画相談支援の基盤整備を行う。

##### (1) サービス等利用計画等の作成方針

障害児を対象とした計画作成（対象者概数1,900人）

相談支援事業者につながらない障害児については、区立施設である総合福祉センターと発達障害相談・療育センターげんきの2事業所が中心となって、受給者証の更新期限が切れた者から順次、計画作成を進めていく。

18歳以上の障害者を対象とした「代替プラン」の作成（対象者概数2,000人）

18歳以上の障害者で相談支援事業者につながらない者については、受給者証の更新期限が切れた者から順次、各保健福祉課で「代替プラン」を作成する。

セルフプラン作成のための様式の提供

利用者自らが計画を作成するセルフプランについて、本人・保護者が記入しやすくわかりやすい様式を作成し、区ホームページや窓口等で提供する。作成されたセルフプランは、適切な内容となるよう区として支援を行う。

##### (2) 計画相談支援の基盤整備

指定特定相談支援事業者の参入促進

サービス等利用計画等の作成の主な担い手はあくまで指定特定相談支援事業者であり、「代替プラン」の作成は緊急的措置であることを踏まえ、引き続き事業者に対し個別の働きかけを行いながら、事業者の参入促進を図るとともに、体制が整い次第、「代替プラン」を作成した者についても順次事業者へつなぐこととする。

指定特定相談支援事業者の育成

基幹相談支援センターで実施するケアマネジメント研修や地域障害者相談支援センターが中心となって実施する地域の事業者連絡会、エリア自立支援協議会等での事例検討や勉強会を通じて、指定特定相談支援事業者のスキルアップ及びサービス等利用計画の質の向上を図る。

相談支援従事者初任者研修の区実施

相談支援従事者初任者研修は、相談支援専門員の資格要件のひとつであり、東京都が実施権限を持つ研修である。実施回数が年2回と少なく、毎回定員を超える応募により希望者全員が受講できない状況があり、相談支援専門員の増員が図られない要因となっている。区では、区内の相談支援専門員の増員を図るため、都に対し本研修の実施事業者としての指定申請を行い、区単独で研修

を実施する。なお、実施回数は年1回、定員は30人とし、事態の緊急性を鑑み本年度より実施する（本年度は2月26日～3月11日に実施予定）。

5 概算経費（委託料等）62,283 千円

6 今後の予定

平成27年2月	4日	福祉保健常任委員会 セルフプラン様式の区ホームページへの掲載
	26日	相談支援従事者初任者研修の実施
3月		対象者への周知開始 代替プランの作成開始